

事後審査型条件付き一般競争入札の共通事項について

1 趣旨

一般競争入札に関する事項のうち参加資格等に関する共通事項について記載するもので、各案件等の個別事項については別に公告に記載する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 養老町契約規則(昭和39年養老町規則第5号)第2条の規定による入札の公告を行う日において、同規則第21条の規定に基づく養老町建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 養老町から、養老町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づく指名停止措置(資格停止期間のある措置)を、告示日から当該工事(業務)の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 本工事(業務)に従事する主任技術者又は監理技術者(管理技術者及び照査技術者)は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、配置予定技術者として同一の技術者を重複して複数工事(業務)の配置予定の技術者とする場合において、他の工事(業務)を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、当該入札に参加してはならない。この場合において、すでに事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を提出した者は、直ちに当該確認申請書の取り下げを行うこと。

- (5) 監理技術者にあつては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること。
- (6) 警察当局から、養老町に対し一般競争入札参加資格者に関し、次の情報を得ていない者
 - ア 経営者等(法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者を、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。)が暴力団員であること。
 - イ 不正に暴力団員を利用したことがあること。
 - ウ 不正に暴力団員に対し財産上の利益を与えたことがあること。

3 入札参加の申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、別に指示する期間中に事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(以下「参加申請書」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、入札参加資格は、入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。

4 現場説明の有無

現場説明は原則として行わない。

5 入札手続等に関すること

- (1) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引替え又は撤回をすることは出来ない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。よって入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札書の提出がないとき（低入札価格調査制度実施要領に基づく失格判断基準価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で失格判断基準価格以上の価格がないとき）は、直ちに再度入札を行うことがある。ただし、再度入札は原則として1回までとする。
- (4) 再度入札に付した場合、前回最低入札書記載価格（以下「最低価格」という。）と同価格以上の入札書を提出したときは、その応札を無効とする。
- (5) 低入札価格調査制度実施要領に基づく失格判断基準価格を設けた場合で、入札者が失格判断基準価格を下回った場合は、当該入札書を無効とし、再度入札の参加を制限する。
- (6) 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人の立ち会いの上行う。
- (7) 低入札調査基準価格を設けた場合で、入札者が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。この調査に伴う当該工事の工期延長は行わない。
- (8) 入札の無効に関する事項
本公告に示した入札参加資格のない者及び参加申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札書記載価格と積算内訳書に記載する価格が一致しない入札、積算内訳書の添付が無い入札、入札に関する条件に違反した入札並びに養老町契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。その他電子入札システムによる入札において、電子認証書を取得していない者が入札したとき又は開札時電子認証書が有効でないとき、その入札は無効とする。また、紙による入札が認められる場合は、入札書に記名押印がないときもその入札は無効とする。
- (9) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (10) 落札の無効に関する事項
落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として7日以内（休日を除く。）に契約（仮契約）を締結しないときは、その落札は無効とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (11) 契約の時期
養老町議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を行い町議会の議決後に本契約を締結する。
- (12) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (13) その他の事項については、地方自治法、同法施行令、養老町契約規則、養老町事後審査型条件付き一般競争入札取扱要綱、養老町電子入札実施要領及び養老町電子入札運用基準その他関係法令に定めるところによる。

6 落札者の決定方法

(1) 落札者決定方法

ア 養老町契約規則第 10 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格の者を原則として落札候補者とする。

ただし、低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札基準価格及び失格判断基準価格を設けた場合、最低価格が低入札基準価格を下回り、失格判断基準価格以上の入札者に対して、低入札価格調査の実施を要するため、入札を保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。また、最低価格が失格判断基準価格を下回る入札者は、その入札を無効とするため、その入札者を除いたうえで、最低価格の者を落札候補者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。

なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することは出来ない。

ウ 入札後に落札候補者から提出された資料を確認し、その結果、参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。

(2) 入札後の入札参加資格の確認

開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので確認申請書を提出すること。その他、入札に参加する者に必要な資格を証する資料を合わせて提出すること。また、下記のとおりとするため、留意すること。

ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された確認申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用はしない。

ウ 提出された確認申請書及び資料は、返却しない。

エ 申請期限日以降に、原則として確認申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7 契約書作成の要否 要

8 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、契約保証金に代わる担保としての金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

(3) 談合その他不正な行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。

- (4) 参加申請書、確認申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、養老町建設工事請負契約に係る競争入札参加資格指名停止措置要領に基づき参加資格の停止の措置を行う。
- (5) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を対象工事（業務）の現場に配置すること。他の工事（業務）を落札したことにより配置予定の技術者を配置することが出来ないにもかかわらず入札した場合においては、養老町建設工事請負契約に係る競争入札参加資格指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) その他詳細不明な点については、担当課に照会してください。